

i) 観光立国の実現

2019年度		2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会						
アウトバウンド・国内観光						
働き方改革法に基づく最低5日の年次休暇取得義務化に合わせ、ビジネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けて検討		検討を踏まえた取組を推進			【国土交通大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを旨す 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを旨す
大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないように、「キッズウィーク」を設定し、多様な活動機会の確保等を官民一体で推進		更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣官房長官）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
東北の観光復興						<ul style="list-style-type: none"> 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを旨す
東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊（2015年の3倍） 観光資源の磨き上げ、「復興観光拠点都市圏」の重点支援、福島県の国内観光関連事業への支援等を実施		更なる取組を推進			【国土交通大臣】	
「観光立国ショーケース」の形成の推進						<ul style="list-style-type: none"> 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを旨す
釧路市・金沢市・長崎市に対し、各市が設定した重点項目を中心に、関係省庁が連携して優先的な支援を行い、取組事例の横展開を実施		更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進						<ul style="list-style-type: none"> 日本人国内旅行消費額を2020年に22兆円とすることを旨す
「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）や改正バリアフリー法に基づき、障害当事者が参画する評価会議等を活用して、バリアフリー車両の導入促進、主要鉄道駅、空港等や観光地周辺のバリアフリー化、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路のバリアフリー化等のユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを推進					【内閣総理大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣）、国土交通大臣】	
観光統計						<ul style="list-style-type: none"> 地方の免税店数を約6,600店（2015年4月）から、2019年度に20,000店へと増加させる 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く
地域の誘客状況や消費動向のより正確な把握のため、民間データ等の活用可能性を含め、観光統計の推計手法の改善に向けて検討		検討を踏まえた取組を推進			【国土交通大臣】	

ii) スポーツ産業の未来開拓

2019年度		2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
スポーツの成長産業化の基盤形成						
スポーツ団体ガバナンスコードを策定	ガバナンスコードの普及・啓発・統括団体による中央競技団体に対する適合性審査の試行実施・本格実施への助言等の実施				【文部科学大臣】	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す ※(株)日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。
中央競技団体等に財政基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方の検討及び検討結果に基づく施策の実施						
普及・マーケティング戦略策定に係る手引策定	手引の周知・普及					
中央競技団体等による先進モデルの形成	他の中央競技団体等への横展開推進					
既存のMBAコース等に導入するスポーツビジネスに関する新たなカリキュラム開発を支援				スポーツビジネスも含むMBA開設	【文部科学大臣、経済産業大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する ※KPIの対象となるスタジアム・アリーナを定める基準を年内に策定し、同基準策定後、速やかに対象となるスタジアム・アリーナを選定する。 成人の週1回以上のスポーツ実施率を、2015年の40.4%から、2021年までに65%程度に向上することを目指す
マッチングを通じスポーツ団体への外部人材の流入を促進						
スポーツオープンイノベーションプラットフォームの構築を加速させるため、 ・企業、大学、スポーツ団体等が一堂に会するカンファレンスを開催 ・スポーツ団体やスタートアップ等が連携した取組の実証や資金調達等に係る事業化を促進					【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
スポーツツーリズムコンテンツの開拓や環境整備、日本政府観光局と連携した海外発信等の取組を支援						
スポーツツーリズムのモデル創出に向けた検討		モデルの創出	全国へ展開		【文部科学大臣、国土交通大臣】	
「武道ツーリズム」の推進母体となる団体の設立に向けた検討		団体の設立	武道ツーリズムの普及・拡大			
スポーツ団体の女性役員候補者に対する研修などを実施				更なる取組を推進	【文部科学大臣】	
一般社団法人大学スポーツ協会(UNIVAS)及び大学の活動への支援						
学生のスポーツ活動を推進するため、学内のスポーツ分野の部活動を統括し、キャリア形成・地域貢献・資金調達等を一体的に行う部局・人材の配置に取り組む大学を増加させる				更なる取組を推進		

ii) スポーツ産業の未来開拓

2019年度		2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会						
スポーツを核とした地域活性化					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】 【文部科学大臣】	<ul style="list-style-type: none"> • スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す ※（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。 • 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する ※KPIの対象となるスタジアム・アリーナを定める基準を年内に策定し、同基準策定後、速やかに対象となるスタジアム・アリーナを選定する。 • 成人の週1回以上のスポーツ実施率を、2015年の40.4%から、2021年までに65%程度に向上することを目指す
スタジアム・アリーナについて、個別のニーズを踏まえた支援を実施 スタジアム・アリーナ等が地域にもたらす経済的効果・社会的効果についての新たな評価検証手法の開発						
地域におけるスポーツ施設の数や利用可能時間、情報オープン化の状況等を総合的に評価する「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の開発			「スポーツのしやすさ指標」（仮称）を用い、ランキングの公表、優良自治体の表彰等を実施			
スポーツ実施率向上のための中長期的な施策を策定	スポーツ関係者と医療機関等の連携や障害者スポーツにおける福祉・教育関係者と企業等の連携の促進、公的スポーツ施設の有効活用促進、ICTによる地域のスポーツ資源の情報の見える化・シェアリングを通じた利活用の促進等を実施					
学校とスポーツ団体・企業等との協働による先進的な運動部活動の取組に関する実証研究を実施		検証結果に基づく施策の実施				
ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びワールドマスターズゲームズ2021関西を契機に、国民のスポーツ実施に向けた機運を醸成						
スポーツの海外展開の促進					【外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
我が国独自の強みを活かしたスポーツコンテンツ（スポーツツーリズム、学校体育、運動会等）の海外展開を促進するため、スポーツ庁、経済産業省、（独）日本貿易振興機構、（独）日本スポーツ振興センターが連携・協力して戦略的な情報収集や情報発信、プロモーションの支援等を実施				更なる取組を推進		

iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化

2019年度		2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">予算編成 税制改正要望</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">秋～年末</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">通常国会</div>						
「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済好循環の加速化						
日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」に基づく取組を推進				更なる取組を推進	【内閣総理大臣（内閣官房長官、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣） 【文部科学大臣、農林水産大臣】 【文部科学大臣】	<ul style="list-style-type: none"> • 2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指す • 2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の役割が約40%まで増加することを目指す
「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」に基づく取組を推進						
高付加価値市場の創出、文化芸術資源や関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション、舞台芸術を含む文化関連サービス・コンテンツの海外展開の推進等を図る						
劇場・音楽堂等において、自己収入の増加を促しつつ、機能強化・鑑賞環境の充実を図る						
民間と連携した生活文化の振興事業の実施、関係団体の調査		事業の成果や調査を踏まえ振興方策の充実を図る				
インバウンド対応に係る美術館の機能強化や文化芸術資源・関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション創出、アート市場の活性化等の方策の検討		検討結果のとりまとめ		検討結果に基づく施策の実施		
公共の建築物等において、外観等について周囲との調和に配慮するとともに、文化芸術に関する作品の展示等の取組を推進						
「トーハク新時代プラン」の実行（～2022年度）						
成果等を他の博物館に横展開						
<ul style="list-style-type: none"> ・地方の美術館・博物館等において、地方ゆかりの名品を展示するなど地方の特色ある取組を促進 ・文化インバウンド創出に向けた新たな枠組みの検討 ・国際博物館会議（ICOM: International Council Of Museums）京都大会2019のレガシーを地域の博物館の機能強化に活用 ・コレクションの充実や見える化、学芸員の資質向上等に取り組むなど文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出を図る 						

iii)文化芸術資源を活用した経済活性化

2019年度		2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
「国立映画アーカイブ」における映画フィルム等の活用を充実					【文部科学大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指す 2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の役割が約40%まで増加することを目指す
<ul style="list-style-type: none"> 文化コンテンツについて、データベース化、多言語解説、高精細画像・動画、アクセス情報などを集約したサイトを構築 		<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人向けの情報を発信 継続的なコンテンツ更新・拡充を実施 				
<ul style="list-style-type: none"> マンガ、アニメ及びゲームなど、我が国の優れたメディア芸術を活用した国際的な総合フェスティバル化に向けた取組の促進 情報拠点の整備 						
デジタルアーカイブジャパンの中心となる分野横断型統合ポータル「ジャパンサーチ」の本格稼働に向け、関係機関との連携やデータの充実等による発信力の強化		「ジャパンサーチ」の運用			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））】	
文化芸術資源を核とした地域活性化						
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムを、「日本博」や「beyond2020プログラム」等を通じて全国展開		更なる取組を推進			【内閣総理大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣）、文部科学大臣】	
日本政府観光局と連携した国内外への情報発信や、外交上の周年行事、大型スポーツイベント等と連動した文化芸術事業や国際文化交流を通じて、日本文化の発信を強化						
<ul style="list-style-type: none"> 地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進 原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を実施 散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・活用を実施 					【文部科学大臣】	
日本遺産の磨き上げ、文化資源の新たな経済的価値を活かした活用モデルを構築、モデル等の周知						
地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関と連携し、専門人材の派遣等による表現や鑑賞の機会を増加し、学校や地域における芸術教育の充実を図る		成果を踏まえて芸術教育の充実方策を検討				
「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」に基づいた、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を推進						

平成 30 年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書案

一. 本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣から成る「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、同本部の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定、平成 28 年 9 月に産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した「未来投資会議」の開催を決定し、

これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定、
- ・平成 27 年 2 月に「平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 27 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」を閣議決定、
- ・平成 27 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2016 年版）」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「平成 27 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 28 年 6 月に「日本再興戦略 2016」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2017 年版）」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「平成 28 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 29 年 6 月に「未来投資戦略 2017」を閣議決定、
- ・平成 29 年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定、
- ・平成 30 年 6 月に「未来投資戦略 2018」及び「革新的事業活動に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定

している。

本報告書では、実行計画に定められた革新的事業活動関連施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 6 条第 9 項により、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき平成 30 年度について作成するものである。

二. 重点施策の進捗・実施の状況及び効果

I. 「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラグシップ・プロジェクト」等

[1] 「生活」「産業」が変わる

1. 次世代モビリティ・システムの構築

①KPI の主な進捗状況¹

《KPI》「2020 年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の 90%以上に搭載」【3】 ⇒国内販売新車乗用車の装着率：77.8%（2017 年）

《KPI》「2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の 20%に搭載、世界市場の 3 割獲得」【4】

⇒国内車両の装着率：14.1%（2017 年）

世界市場獲得率の代替値：16.2%（2016 年）

《KPI》「2030 年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及」【5】

⇒国内販売新車の装着率：68.7%（2017 年）

国内車両の装着率：14.1%（2017 年）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣 ²
実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	・無人自動運転移動サービスを令和 2 年に実現することを目指し、平成 30 年度から、より実ニーズに近い形態で実証実験を行うため、1 人の遠隔運転者が複数の車両を遠隔監視・操作する実証実験や地域の交通事情に知見がある運行事業者と連携した実証実験、実証実験期間の長期化や中山	・経済産業省及び国土交通省は、福井県永平寺町において、1 人の遠隔運転者が複数の自動走行車両を遠隔監視・操作する実証実験を実施した。国土交通省は、内閣府 SIP の枠組みの中で、高齢化が進行する中山間地域にお	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、地方創生）、国家公安委員会委員

¹ KPI の末尾に括弧書きしている番号は、別添の「KPI の進捗状況について」における整理 No. を参考までに付しているもの。

² 生産性向上特別措置法第 6 条第 2 項、第 3 から第 5 号、それぞれのハにおいて、実行計画における「担当大臣」とは内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、生産性向上特別措置法に基づき、重点施策の進捗及び実施の効果に対する評価等を行う際の事務の参考とするため、括弧内に、本実行計画の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を記載している。

	<p>間地域に加え高齢化が進む都市近郊のいわゆるオールドニュータウンでの実証実験など、事業化に向けた取組を加速する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、最先端の自動運転技術を国内外に発信するショーケース及びレガシーとするため、羽田空港や臨海地域等において、遠隔運行や完全自動運転に向けた最先端の実証実験が可能となるよう来年度までに信号情報を車両と通信するインフラの整備や、磁気マーカー敷設、路車間通信の整備等の環境整備を行う。 	<p>ける人流・物流の確保のため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの令和2年までの社会実装を目指し、地元の事業者等と連携した1か月以上の長期にわたる実証実験を全国4か所で実施したほか、平成31年2月、東京都多摩市及び兵庫県三木市内のいわゆるオールドニュータウンにおいて自動運転車両を用いた実証実験を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府SIPの枠組みの中で、羽田空港地域や臨海副都心地域等において、交通インフラから提供される信号情報や合流支援情報等を活用したインフラ協調型の自動運転を実現可能な走行環境を構築するため、具体的な地域、必要な交通インフラの機能や配置場所等について調査検討を進めているところ。令和元年後半からの実証実験実施に向け、国際的にオープンな場を提供すべく、国内外から参加者の募集を開始した。 	<p>長)、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策、地方創生)、国家公安委員会委員長)、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
自動運転の実現に向けた制	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転車が満たすべき安全性に関する要件や安全性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転車が満たすべき安全性に関する要件 	内閣総理大臣(情報通信

<p>度整備</p>	<p>のための方策について検討し、平成30年夏頃を目途にガイドラインを取りまとめるとともに、新たな技術に係る具体的な安全基準については、イノベーションを阻害しないよう国際基準策定をリードしつつ段階的に策定する。</p> <p>・交通ルールについては、国際的な議論において引き続き関係国と協調してリーダーシップを発揮しつつ、自動運転車を使用する運転者について、自動運転中にどのような運転以外の行為（セカンダリアクティビティ）が許容されるか</p>	<p>や安全性確保のための方策をまとめた「自動運転車の安全技術ガイドライン」を平成30年9月に策定及び公表した。</p> <p>また、国際的な議論を踏まえつつ、技術開発の進展や多様性を阻害しないことに留意し、段階的に基準の策定を進めているところ。最近では、平成30年3月に国連の議会で採択された高速道路における自動車線変更（ウィンカー操作を起点）に関する基準を策定し、平成30年10月に公布した。また、自動運転車等の安全な開発・実用化・普及を図りつつ、設計・製造過程から使用過程にわたり、自動運転車等の安全性を一体的に確保するための道路運送車両法改正案³を、平成31年通常国会に提出した。</p> <p>・国連欧州経済委員会内陸輸送委員会道路交通安全グローバルフォーラム（WP1）等のメンバーとして、国際的な議論に積極的に参画しつつ、レベル3の自動運転の実用化を見据えた</p>	<p>技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公</p>
------------	--	--	--

³道路運送車両法の一部を改正する法律案

	<p>も含め、既存の運転者の義務の見直しを検討するとともに、自動運転車を使用する運転者に新たに課すべき義務や、自動運転中に道路交通法の規範を逸脱した際のペナルティの在り方等について検討する。これらの検討事項については、平成 31 年通常国会における法改正の要否も含め、有識者からなる調査検討委員会において平成 30 年度中に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業法との関係では、運転者が車内不在の場合の輸送の安全性や旅客の利便性の確保の方策について平成 30 年度内に検討する。 	<p>道路交通法の在り方について、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」において検討を行った結果を踏まえ、運転者の義務に関する規定の整備等を内容とする道路交通法改正案⁴を取りまとめ、平成 31 年通常国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者が対応すべき事項等について、ガイドラインとして取りまとめるため、自動運転車を導入予定の事業者からのヒアリング等を実施することにより、ガイドラインで明確化すべき事項について整理を行っており、令和元年度前半までに取りまとめる見込み。 	<p>安委員会委員長)</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、国家公安委員会委員長)、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
<p>次世代モビリティ・システムの構築に向けた新たな取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な交通サービスをデータでつなげて新たな付加価値を生み出すモビリティサービス等(MaaS)の促進について、オンデマンドなどのサービス高度化、API 等によるデータ連携・プラットフォーム、対応する制度の在り方等について、平成 30 年度中に検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省では、事業者・有識者からなる「IoTやAIが可能とする新しいモビリティサービスに関する研究会」を開催し、MaaSをはじめとする各種サービスの促進について検討し、モビリティ関連データのデジタル化の遅れ、データ 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、国家公安委員会委員長)、経済産業大臣、国</p>

⁴ 道路交通法の一部を改正する法律案

		<p>連携を阻む事業者間の垣根、異業種との連携不足といった必要な課題の抽出等を行った。また、国土交通省では、有識者からなる「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」を開催し、MaaS を含む新たなモビリティサービスの推進のための取組等について中間取りまとめを行った。</p>	土交通大臣
--	--	---	-------

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに国民の健康寿命を 1 歳以上延伸、2025 年までに 2 歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】」【8】
 ⇒2016 年：男性 72.14 歳、女性 74.79 歳

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
個人にあった健康・医療・介護サービスの提供の基盤となるデータ利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和 2 年度に開始する。 費用対効果の観点も踏まえつつ、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の中で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、平成 30 年夏を目途に具体的な工程表を策定し、必要な実証を行いつつ、令和 2 年度からの本格稼働を目指す。あわせて、当該工程表に、保健医療情報ネットワークにおける介護情報の提供について盛り込 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険の被保険者番号を個人単位化し保険者間で資格情報の履歴管理を行うことにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の導入や、医療機関や薬局におけるシステムの初期導入を支援するための「医療情報化支援基金」の創設等の内容を含む健康保険法等改正案⁵を、平成 31 年通常国会に提出した。 厚生労働省の「医療等分野情報連携基盤検討会」において検討を行い、平成 30 年 7 月に、厚生労働省の「データヘルス改革推進本部」において、介護情報も含めた全国的な保健医療情報ネットワークの構築に関する工程表を公表した。また、同工程表に 	<p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣</p> <p>総務大臣、厚生労働大臣</p>

⁵ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案

	<p>について、令和2年度から、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> そのため、予防接種歴（平成29年度提供開始）に加え、令和2年度から特定健診、乳幼児健診などの健診データの提供を開始することを目指す。さらに、薬剤情報などの医療等情報の提供についても、必要性、費用対効果等を踏まえて検討し、平成30年度中に結論を得て必要な工程を整理し、令和3年度以降の可能な限り早期にデータの提供を開始することを目指す。 	<p>社会保険審議会医療保険部会において、検討状況を報告し、薬剤情報については、令和3年10月目途のサービス提供開始を目指すこととした。特定健診データについては、令和2年度中のサービス提供開始に向けて、表示が必要な健診結果項目の整理や分かりやすい画面表示等の具体的な検討を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診等の母子保健情報の利活用については、「データヘルズ時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を実施し、平成30年7月に中間報告書を取りまとめた。同報告書で、乳幼児健診及び妊婦健診の情報に係る標準的な電子記録様式及び最低限電子化すべき情報を整理するとともに、マイナンバー制度を活用し、令和2年度からマイナポータルでの閲覧が可能となる仕組みの整備を進めていくこととしている。 	<p>担当大臣（マイナンバー制度）、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
<p>勤務先や地域も含めた健康づくり、疾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 超早期予防から発症後の生活支援・社会受容のための環境整備も含め、自治体、研究 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度、認知症官民連携実証プラットフォームプロジェク 	<p>内閣総理大臣（健康・医療戦略の事</p>

<p>病・介護予防の推進</p>	<p>者、企業等が連携し、「認知症の人にやさしい」新たな製品やサービスを生み出す実証フィールドを整備すべく、平成30年度、認知症研究のための官民連携に向けた枠組みの整備等を図る。</p>	<p>トとして、病理学、老年学、介護などの様々な分野の専門家からなるラウンドテーブルを設置し、超早期予防や生活支援・社会受容のための環境整備に向け、実証フィールド整備に向けた議論を行った。</p>	<p>務を担当する 国 務 大 臣)、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
<p>効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、平成30年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。 ・オンライン診療は、平成30年度診療報酬改定での評価新設及び新たなガイドラインを踏まえ、安全で適切な普及に向け、セキュリティ等の観点からの実証を実施し、技術的成果についてガイドライン・診療報酬改定への反映を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・自治体が求める帳票等について、①指定申請、②報酬請求及び③指導監査に関する文書の見直しを進めている。①については、平成30年10月から、提出項目の一部削除等を定める省令改正を施行した。②及び③については、平成30年度に実態把握を行い、当面の見直しの方向性を定めた。これに基づき、令和元年度初めに必要な対応を行う予定。 ・平成30年度予算において、安全で効果的なオンライン診療を可能とするためのセキュリティ等の観点から実証を実施した。 平成31年1月から、オンライン診療のより安全・有効な実施に向け、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検 	<p>厚生労働大臣</p> <p>総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、現在診療報酬対象外のものも含め、オンライン診療の有効性・安全性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進めることによりエビデンスを継続的に蓄積し、次期以降の診療報酬改定で、それらを踏まえた評価を進める。 ・オンラインの服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬品医療機器等法⁶の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。 	<p>討会」において、オンライン診療の提供体制や、診療行為に関する事項について、必要な見直しに向け、検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年度診療報酬改定の結果に係る特別調査」において、オンライン診療料の施設基準に係る届出のある医療機関を主な対象に施設調査・患者調査を実施している。また、各診療領域におけるオンライン診療を含めたICTの利活用に関して、関係学会宛てに調査を実施している。 ・オンラインでの服薬指導について、テレビ電話等により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる場合には、対面服薬指導義務の例外として、テレビ電話等による服薬指導を行うことができることとする。こと等を盛り込んだ医薬品医療機器等法の改正法案⁷を、平成31年通常国会に提出した。 	<p>厚生労働大臣</p>
--	---	---	---------------

⁶ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

⁷ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

3. 次世代産業システム

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上」【20】

⇒2017年：1.9%

《KPI》「2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする」【21】

⇒2018年：それぞれ58%、26%

《KPI》「2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円」【6】

⇒2017年：製造分野約9,000億円、
2017年：非製造分野約1,800億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
モノのサービス化・ソリューション化	<ul style="list-style-type: none"> ・「ロボット新戦略」（平成27年2月10日日本経済再生本部決定）の実行状況を検証しつつ、ロボット単体の活用のみならず、AI・IoTなどの最新のテクノロジーの活用によるロボットの相互協調やロボット適用領域の飛躍的拡大等を通じて、産業の現場や人の生活の全体を最適化する社会として目指すべき姿やその実現に向けた民間の取組と必要な施策体系について検討を行い、平成31年春までに取りまとめる。 ・小型無人機について、平成30年度からの山間部等での荷物配送等の本格展開に向 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の多様な働き方ニーズの顕在化、ロボット産業に関わるユーザーやプレーヤーの多様化を踏まえつつ、産業の現場や人の生活の全体を最適化する社会として目指すべき姿やその実現に向けて、関係府省庁が協議する会議体を設置して検討を行い、令和元年夏前までに取りまとめを行う予定。 ・平成30年9月、航空法に基づく許可・承認の審査要領の改訂を行 	<p>経済産業大臣</p> <p>脚注参照⁸</p>

⁸ 内閣総理大臣（内閣官房長官、情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、復興大臣

	け、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づく許可・承認の審査要領の早期改訂等を行う。	い、同年 11 月には、補助者を配置しない目視外飛行による荷物配送が実施された。	
--	---	--	--

[2] 経済活動の「糧」が変わる

1. エネルギー・環境

① KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。」【32】

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は36.7%（2017年度）

《KPI》「商用水素ステーションを2020年度までに160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する。」【23】

⇒103か所が開所済み（2019年3月末）

② 施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> 2019年G20の議長国として、環境と経済成長との好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定する。このため、金融界、経済界、学界等の有識者が集まる会議を設置し、その下で、関係省庁が連携して検討を加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期戦略の策定に向け、金融界、経済界、学界などの各界の有識者からなる「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」を2018年7月に開催し、議論が進められているところ。同懇談会の議論を踏まえつつ、令和元年のG20議長国として、環境と成長の好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、今後、成長戦略として、パリ協定に基づく長期戦略を策定する。 	外務大臣、経済産業大臣、環境大臣

<p>IoT、AI 等を活用したエネルギー・環境関連ビジネスの革新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数事業者の連携や IoT・AI 等の活用による設備の効率的運用の促進、規制や支援等を通じて得られたデータの企業秘密等に配慮した形でのオープン化、リースを活用した設備投資の支援等を通じ、事業者の省エネルギーを進める。 ・民生部門の省エネを推進するため、住宅・建築物の省エネ改修促進に加え、令和 12 年までに、高度なエネルギー・マネジメント等を活用した自家消費型 ZEH 等の普及を進め、新築住宅・建築物の平均で ZEH・ZEB 相当となることを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数事業者の連携を促進するため、平成 30 年税制改正における税制措置や設備導入補助金での加点措置を行うとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）（昭和 54 年法律第 49 号）の改正法を平成 30 年 6 月に公布、同年 12 月に施行した。 ・住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、注文戸建住宅や賃貸アパートを供給する大手住宅事業者をトップランナー制度の対象に追加することなどを内容とする建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案を平成 31 年通常国会に提出した。 	<p>経済産業大臣</p> <p>経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p>
---------------------------------------	---	--	---

2. FinTech／キャッシュレス社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後3年以内（2020年6月まで）に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す。」【43】

⇒2019年3月末時点で、124行が2020年6月までの導入を表明。

《KPI》「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。」【44】

⇒2018年：24.1%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制に見直すことについて、関係省庁において連携しつつ検討を行い、法整備に向けた基本的な考え方について、平成30年度中に中間整理の取りまとめを目指す。 郵便を用いた本人確認手続が、事業者・利用者双方の負担となっているとの指摘があること等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を速やかに改正 	<ul style="list-style-type: none"> 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において検討を行い、平成30年6月19日に「金融制度スタディ・グループ中間整理―機能別・横断的な金融規制体系に向けて―」を取りまとめ、引き続き検討を進めている。また、産業構造審議会商務流通情報分科会「割賦販売小委員会」において横断的な法制も含め、割賦販売法制の在り方について検討を進めている。 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成30年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）を平成30年11月 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、国家公安委員会委員長</p>

	<p>し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨交換業者における顧客からの預かり資産が外部に流出する事案の発生や内部管理態勢等の不備、仮想通貨による新たな取引の登場等を踏まえ、仮想通貨交換業等に関する制度的な対応の検討を進める。 	<p>30日に公布・施行し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月に金融庁に設置された「仮想通貨交換業等に関する研究会」において検討を行い、平成30年12月21日に「仮想通貨交換業等に関する報告書」を取りまとめた。本報告書を踏まえ、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を平成31年通常国会に提出した。 	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))</p>
<p>ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・APIを提供する銀行の数や銀行が電子決済等代行業者と契約した数等のフォローアップを行うとともに、電子決済等代行業者の登録審査等を適切に実施する。また、API連携において生じた契約上・技術上の課題や優良連携事例の共有を行うほか、FinTech企業とクレジットカード会社とのAPI連携を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月、「金融機関における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の策定状況について」を取りまとめ、公表した。電子決済等代行業者の登録数は、平成31年3月末時点で41社となっている。平成30年12月、「オープンAPIのあり方に関する検討会」において、「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例(初版)」や「銀行分野 	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))、経済産業大臣</p>

		のオープン API に係る電文仕様標準について（第 2 版）」を改定し、公表した。	
金・商流連携等に向けたインフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 12 月の全銀 EDI システムの稼働、令和 2 年までの送金電文の全面的 XML 化を着実に実現するため、全国銀行協会、商工会議所などの金融界・産業界や関係省庁が連携し、周知活動や当該システムの活用事例の共有などの取組を推進する。 納税・公金納付に関し、令和元年 10 月の地方税共通納税システム稼働に向けた準備を引き続き進めるとともに、金融機関、関係府省庁、地方自治体、FinTech 企業などの関係者が連携した「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において、IT による利用者利便の向上・効率化に向けた課題等について、平成 30 年度中を目途に検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 全銀 EDI システム（ZEDI）の稼働に向けて、全国銀行協会が全都道府県において説明会を実施するなど、金融機関や企業に対する周知活動を実施し、平成 30 年 12 月から ZEDI が稼働した。 令和元年 10 月の地方税共通納税システム稼働に向けた準備を進めるとともに、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において、課題の解決に向けた取組、今後の対応等について検討を行い、平成 31 年 3 月に調査レポートを公表した。 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融、マイナンバー制度、規制改革）、情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速	<ul style="list-style-type: none"> 「キャッシュレス・ビジョン」（平成 30 年 4 月経済産業省策定）に基づき、キャッシュレス推進に係る産官学の関係者が一堂に会する「キャッシュレス推進協議会（仮称）」を平成 30 年中に速やかに設立し、事業者・消費者双方が受け入れやすいインセン 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 7 月、「キャッシュレス推進協議会」を設立した。消費者の利便性向上、事業者の生産性向上及び制度・基盤の整備の 3 分野についてワーキンググループを設置し、QR コード決済の標 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣</p>

	<p>タイプ措置を含む、キャッシュレス社会の実現に向けた取組について包括的に検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易かつ高セキュリティなキャッシュレス支払の仕組みを確保しつつ、二次元コード（QRコード等）のフォーマットに係るルール整備について検討を行い、平成30年度中に必要な対応策を取りまとめるほか、携帯電話番号、生体認証技術等を活用したモバイル決済サービスなどの民間の取組に係るフォローアップや必要な環境整備に係る検討を行う。 	<p>準化やクレジットカードAPIガイドラインの整備等の検討を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月、「キャッシュレス推進協議会」において、利用者がバーコードを店舗において提示し決済を行うCPM（バーコード）に関するガイドラインを策定した。 <p>さらに、平成31年3月、キャッシュレス推進協議会において、店舗がQRコードを利用者に提示し決済を行うMPMとCPM（QRコード）に関するガイドラインを策定した。</p>	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣</p>
--	---	--	-------------------------------------

[3] 「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。」【47】
⇒2019年 25位(前年比1位下落)

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
旗艦プロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> 個別手順のみに着目した従来の「縦割り」型のオンライン化から脱却し、徹底した利用者視点に立ち、多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化を強力に推進する。 具体的には、同じ内容について複数の異なる窓口での手続を強いられている「引越し」や「死亡・相続」については、それぞれ平成31年度から、「介護」については平成30年度から、順次サービスを開始する。 様々な手続で求められる添付書類についてバックオフィス連携等により撤廃することに加え、押印や対面手続等の本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API整備等について、平成30年中 	<ul style="list-style-type: none"> 「引越し」及び「死亡・相続」については、平成30年10月にサービスイメージや課題等を中間的に取りまとめ、平成31年3月にサービス実現に向けた具体的な方策案を取りまとめた。 「介護」については、平成30年12月にオンライン化に向けた事務運用指針を定め自治体向けに発出するなど、サービス開始に向けた環境整備を行い、以降準備が整った自治体から順次サービスを開始した。 行政手続のオンライン化の徹底、電子申請における添付書類の撤廃、本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API整備等を盛り込んだデジ 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(金融、少子化対策))、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)</p>

	<p>に国会に提出する予定のデジタルファースト法案（仮称）において必要な措置を盛り込む。</p> <p>（法人向けワンストップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、令和3年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は令和2年度中に実現する。 オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理及び 	<p>タル手続法案⁹を平成31年通常国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記後の手続のワンストップ化を令和2年1月を目途に実現すべく、各関係システムとマイナポータルとの連携に関する接続仕様について検討を進めている。また、申請者の利便性を図る観点から、令和元年度税制改正において、法人設立関係書類についてマイナポータルを利用して提出する場合の電子署名等の省略や、法人設立届出書等について添付書面の削減といった改正が行われたところ¹⁰。定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化の令和2年度の実現に向け、関係システム間の接続仕様について検討を行っているところ。 オンラインによる法人設立登記の24時間以 	<p>内閣総理大臣（（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、経済再生担当大臣）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>内閣総理大臣（情報通信</p>
--	---	---	---

⁹ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

¹⁰ 「法人設立届出書等」とは、法人設立届出書のほか、収益事業開始届出書などが含まれる。

	<p>世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化の来年度中の実現に向け、法務省は平成30年度実施予定の登記情報システム更改で業務効率化施策を実施するとともに、登記の審査の効率化等について平成30年度中に対応策の結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の設立手続に関し、一定の条件の下、平成30年度中にテレビ電話等による定款認証を可能とし、令和2年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内に設立登記が完了する取組を全国実施する。今後とも、より効果的かつ効率的な定款認証手続の実現及び利便性の向上に努める。 	<p>内の処理に向け、添付書面に付与すべき電子署名の要件緩和や申請情報と添付書面情報の連動などについて検討している。</p> <p>業務効率化として、受付登録の自動化、申請情報を用いた登記事項の自動作成機能等を登記情報システム更改において開発中であり、登記の審査の効率化として、登記・供託オンライン申請システムにおいて、申請書情報作成支援機能や添付情報の事前確認機能の要件定義を実施済み、今後は開発に向けた設計・開発に着手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の改正を行い、一定の条件の下、テレビ電話等による定款認証と、電磁的記録の認証の付与を嘱託人にオンラインで送信可能とし、平成30年度末に電子定款認証手続を全てオンラインで実施可能としたところ。また、定款認証及び法人設立登記の同時申請の実現に必要な機能の要件定義を行い、今後 	<p>技術 (IT) 政策 担当 大臣)、法務大臣</p> <p>内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策 担当 大臣)、法務大臣</p>
--	---	--	---

		は、設計・開発に着手する予定である。	
マイナンバー制度の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンによる各種手続の実施や公的個人認証を活用した民間サービス等の利用を可能にするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じ、必要な体制を整えた上で出来る限り速やかに利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載を実現する。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として活用できる仕組みを令和2年度から本格運用する。その実現のため、利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。法制化の過程においてこの認証の利用範囲について併せて検 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載については、スマートフォンのSIMカードへの搭載に向け実証を実施。現在、市場動向や技術動向を踏まえ、より広い範囲のユーザーに対して低コストでこのサービスを提供するため、他の方式について技術的課題等の検討を実施中。検討を踏まえ、できるだけ多くの住民が安価にスマートフォンを用いて公的個人認証サービスを利用するために必要な運用上・法制上の措置を講ずる予定。 オンライン資格確認の導入等の内容を含む健康保険法等の改正案¹¹及び利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするための公的個人認証法の改正案¹²を平成31年通常国会に提出した。また、デジタル・ガバメント閣僚会議(平成31年2月15 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p>

¹¹ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案

¹² 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

	<p>討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍事務、旅券事務、在外邦人管理業務、証券分野などの公共性の高い業務について、マイナンバー制度の利活用の在り方等の検討結果を踏まえ、結論を得る。その結論を踏まえ、必要な法制上の措置については、国民の理解を得つつ、平成 31 年通常国会への提出を目指す。 	<p>日開催) での議論を踏まえ、関係省庁においてマイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策について取りまとめるべく検討を進めているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年通常国会において、①罹災証明書等の交付に関する事務や新型インフルエンザ予防接種に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とするデジタル手続法案、②戸籍に関する情報を情報連携の対象とするとともに、電子的な戸籍記録事項の証明情報の発行を可能とする戸籍法の一部を改正する法律案、③振替機関において、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理するとともに、支払調書提出義務者からの照会に応じて加入者のマイナンバーを提供することを可能とする所得税法等の一部を改正する法律案をそれぞれ提出。所得税法等の一部を改正する法律案については、平成 31 年 3 月 27 日に成立。 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融、マイナンバー制度、防災))、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣</p>
官データのオ	・ オープンデータ官民ラウンド	・ オープンデータ官民ラ	内閣総理大

オープン化	<p>テーブルで取り上げられた公開要望（飲食店関連、訪日外国人関連（出入国、免税購買等）、公共交通関連、交通事故関連（交通事故統計、通学路等）、犯罪発生状況関連、地質関連、災害情報関連（ハザードマップ、避難所等）等）について、官民データ活用推進基本計画に基づきデータ公開に取り組む。</p>	<p>ウンドテーブルでの議論を踏まえ、公開するデータのフォーマット・公開粒度・公開形式等について、所管省庁において検討。</p>	<p>臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
デジタル・ガバメント推進のための体制・環境整備	<p>・各府省の情報システム関係予算について、投資対効果を最大化するため、予算要求から執行の各段階において、一元的なプロジェクト管理を強化する取組を現行制度上可能なものから開始するとともに、府省横断的な見地からより実効性のある審査機能が働く仕組みを構築するための検討を進め、令和2年度から試行的に開始する。</p>	<p>・令和2年度からの試行に向けて、平成31年2月から、政府における情報システムに関する予算・調達関係省庁会議において、具体的な検討を開始した。</p>	<p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、財務大臣</p>

	<p>守りサービスや買物支援の導入、過疎地域での貨客混載、MaaSの実現など多様な分野との施策連携により、都市と地域の利用者ニーズに即した新しいモビリティサービスのモデルを構築する。</p>	<p>なモビリティサービスの実現に向けた検討を行い、平成31年3月に中間取りまとめを公表した。また、新たなモビリティサービスのモデル構築のための実証実験を支援する補助制度を創設した。</p>	
--	---	---	--

3. PPP/PFI 手法の導入加速

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。」【61】

⇒2013 年度～2017 年度の事業規模

- ・ PPP/PFI 事業：約 13.8 兆円
- ・ 公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.7 兆円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
コンセッション重点分野の取組強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、平成 31 年通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。 ・ 北海道 7 空港の公共施設等運営事業において明らかとなった国庫補助及び地方交付税上のイコールフットィングに関する措置について、関係省庁は速やかに整理し、地方公共団体に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、国有林野の一定の区域において、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、木材需要の拡大を行う川中・川下事業者との連携を条件として、意欲と能力のある林業経営者等に設定できるように、平成 31 年通常国会に国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案を提出した。 ・ 空港にかかる国庫補助及び地方交付税上のイコールフットィングに関する措置について、関係省庁と調整を行い、各地方公共団体へ周知文書を発出した。 	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(地方創生))、 農林水産大臣 国土交通大臣
成果連動型民間委託契約方式の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年度機構・定員要求において、成果連動型民間委託契約方式 	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣)

	<p>の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進するため、内閣府は関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。</p>	<p>に係る要求が認められたところ、関係省庁と調整の上、必要な体制の整備を行う予定。</p>	<p>(少子化対策)、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
--	--	--	--

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」【68】

※進捗把握は、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定
 《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）」【63】

⇒2018 年度末：56.2%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）」【64】

⇒2017 年産の担い手のコメの生産コスト

・ 個別経営¹³ 10,995 円/60kg（31%減）

・ 組織法人経営¹⁴ 11,859 円/60kg（26%減）

《KPI》「2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）」【70】 ⇒2018 年：9,068 億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
農業改革の加速	・ 担い手に対する農地の集積・集約化を加速するため、これまでの取組の検証を踏まえ、農地中間管理機構を中心とした推進体制の確立、機構の手續の簡素化などの施策を講ずる。	・ 農地中間管理機構について、平成 30 年 11 月開催の農林水産業・地域の活力創造本部においてこれまでの取組の検証・評価を行い、これを踏まえ、機構による借入れ・転貸を市町村段階の計画で一括して権利設定可能な仕組みを創設するなど手續を簡素化するとともに、話合いの場に農業委員・農	農林水産大臣

¹³ 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

¹⁴ 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 22ha）

	<ul style="list-style-type: none"> ・農業データの活用の基盤となる「農業データ連携基盤」を平成31年4月から本格的に稼働させる。 	<p>地利用最適化推進委員が農地の利用状況などの情報提供を行う等により、担い手への農地の集積・集約の加速化を図る農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案を平成31年通常国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業データ連携基盤について、現場の農業者の協力も得ながら、連携・共有・提供機能を活用した農業ICTサービスに関する実証研究（小麦生産現場での活用プロジェクト等）を実施するとともに、農業データ連携基盤協議会に、広く様々な主体の参画を促し（平成30年6月末会員数195→31年3月末現在342）、平成31年4月に本格稼働を開始する予定。 	
<p>林業改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の経営管理を、意欲と能力のある事業者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行う新たな森林管理システムを創設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな森林管理システムを創設する森林経営管理法(平成30年法律第35号)が平成30年通常国会で成立し、平成31年4月から施行されることとなった。これに向け、関係政省令の公布や、市町村等向け説明会を111 	<p>農林水産大臣</p>

		件実施した。	
水産業改革	<ul style="list-style-type: none"> ・水産資源を維持・回復し、適切に管理するため、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。 ・沖合・遠洋漁業の生産性の向上、国際競争力の強化につながるよう、資源管理の手法と合わせて漁業許可制度を見直す。 ・養殖・沿岸漁業の発展のため、海面利用に係る制度等を見直し、水域の適切かつ有効な活用と新規参入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年臨時国会で漁業法等の改正法¹⁵が成立し、漁獲量の増大を目指し、最新の科学的知見による資源評価を踏まえ設定する資源管理目標に従い決定する漁獲可能量 (TAC) を基本に資源管理を行うシステムへの見直し、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を高めるため、漁獲割当て (IQ) の導入が進んだ漁船漁業について船舶の規模に係る制限を定めないこととするなどの漁業許可制度の見直し、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、利用されなくなった漁場については、協業化や地域内外からの新規参入を含め、水面の総合利用を図るなどの海面利用制度の見直し等が行われた。 	農林水産大臣

¹⁵ 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）